

2024年10月17日

各 位

会 社 名 株式会社ANAP  
代表者名 代表取締役社長 若月 舞子  
(コード 3189・東証スタンダード)  
問合せ先 総務人事部部長 加藤 令和  
電話番号 03-5772-2717

## 株式会社ネットプライス及びネットプライス事業再生合同会社との スポンサー最終合意書締結に関するお知らせ

当社は、ここ数年に亘る業績不振の状況に鑑み、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指しております。この度、当社は2025年8月期決算までに債務超過を解消すること、本件計画案の履行並びにそのために当社の資金繰りを維持することを目的として、株式会社ネットプライス（以下「ネットプライス社」）及びネットプライス事業再生合同会社（以下「ネットプライス合同会社」といいます。）との間でスポンサー最終合意書（以下、「本件合意書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 本合意書締結の経緯

当社は、これまでネットプライス社との間で、2023年5月12日付適時開示「株式会社ネットプライスとの資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、不振の続くインターネット販売事業の立て直しのためEC事業の強化に向け、ネットプライス社との間で資本業務提携契約を締結いたしました。

2023年10月13日付適時開示「事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にてお知らせ以降、継続的に進捗を公表してまいり、ネットプライス社のDIPファイナンスによる資金支援のもと、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るべく、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）を利用して、関係当事者である取引金融機関等の全対象債権者の合意を前提とする事業再生を目指し協議を進めてまいりました。結果として、2024年7月31日付開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議（以下「第3回債権者会議」といいます。）にて、当社より提出した事業再生計画案（債務免除等を内容とする金融支援を含む。）について、全ての対象債権者の同意を得られました。

その後も、2024年9月10日付の「第三者割当による当社新株式及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行の中止並びに有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ」で公表したとおり、新株式及び第6回新株予約権の発行を一旦中止しましたが、債務超過の解消及び金融機関への返済に向け改めて第三者割当による増資等の資金調達について、ネットプライス社

と継続して協議を続けておりました。

さらに、2024年9月20日付「ネットプライス事業再生合同会社との借入契約締結に関するお知らせ」で公表したとおり、ネットプライス社が出資するネットプライス合同会社による、第三者割当の実施がなされるまでの運転資金及び金融機関への返済を目的としてネットプライス社も出資する資金支援先企業として短期的な借り入れを行っておりました。

そして、この度は、2024年10月17日付「第三者割当による普通株式及び第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表のとおり、債務超過である当社財務体質の改善及び事業資金確保と事業再生のための資金を調達することを目的として第三者割当による新株式及び新株予約権の発行決議を行っております。本第三者割当の決議をもってネットプライス社との間で締結しておりました資本業務提携契約を当該資本業務提携契約の目的が達成されたことから解除し、新たにスポンサーとの最終合意書として、ネットプライス社及びネットプライス合同会社本件合意書を締結するに至りました。

## 2. 本件合意書の目的

当社とネットプライス社及びネットプライス合同会社は、当社の一般社団法人事業再生実務家協会による事業再生裁判外紛争解決手続において、ネットプライス社、ネットプライス合同会社をスポンサーとする事業再生計画案（以下「本件計画案」という。）に基づくスポンサー支援を遂行すること及びネットプライス社及びネットプライス合同会社と2025年8月期決算までに債務超過を解消すること、本件計画案の履行並びにそのために当社の資金繰りを維持することを目的としております。

## 3. 今後の見通し

本件合意書の締結による当社業績見込に与える影響につきましては現在精査中のため、確定次第お知らせいたします。なお、事業再生ADR手続による対象債権者からの債務免除に伴い債務免除益に係る特別利益の計上を予定しておりますが、その詳細については、債務免除の効力が発生し次第速やかにお知らせいたします。

以 上